



贈賄防止と中国法等について

Q 最近、中国において、複数の日系企業の幹部が、中国当局から「規律違反と違法行為の疑い」で取調べを受けたとの報道がありますが、海外子会社への内部統制として、「汚職行為の防止」については、どのように取り組むべきでしょうか。

A 日本国内のみならず、海外における贈賄行為防止のため、グループ会社内で、「コンプライアンス・マニュアル」、「贈賄防止指針」等の基本的制度を作成し、これを遵守させ、本社からの監査対象とすべきです。

1 はじめに

中国での2015年3月の全国人民代表大会の開催に先立って、習近平国家主席は、新たなスローガンとして4つの全面「①小康社会の全面的建設、②改革の全面的深化、③法による国家統治の全面的な進展、④厳格な基準に沿った党内の全面的な統治」を掲げています。特に④の「党内統治」は、「虎もハエも共に叩く」との13年1月の宣言に基づく反腐敗運動が継続することを示しています。

身近な例としても、例えば中国子会社において、「知人の税関職員から、『通関手続を早めてあげるので、少額でもいいから、個人的に一定額の支払いをして欲しい』との申し出を受けた」、「取引先企業の担当者から、『会社間での取引成立の見返りに、個人的にリベートを支払って欲しい』との申し出を受けた」等の事実関係が判明した場合に、どのように対処すべきか等の問題が考えられます。

2 中国の贈賄罪等

(1) 贈賄罪

中国の刑法^{注1}は、「汚職賄賂罪」(原文「貪汚賄賂罪」)(382～396条)、「流職罪」^{注2}(397～419条)として、多数の犯罪を定めています。このうち「汚職賄賂罪」は、大きく「汚職罪」(382条以下)と、「贈賄罪」(385条以下)に分かれているところ、「汚職罪」とは、「職務上の立場を利用して公共財物を取得する行為」(382条)であり、例えば、「個人の汚職金額が10万元以上である場合、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、財産没収を併科することができる。情状が特に重い場合、死刑に処し、財産没収を併科する」(383条1項1号)と、非常に重い刑罰を定めています。

そして、「収賄罪」についても、その罰則については、「収賄所得金額及び情状に基づき、383条の規定により処罰する」(386条)と定めており、厳罰が科されます。

また、「贈賄罪」については、「不正な利益をはかるために、国の職員に対して財物を供与した者は、贈賄罪とする」(389条1項)、「贈賄罪を犯した者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処する。贈賄により不正な利益をはかり、情状が重い場合、又は国の利益に重大な損害を被らせた場合、5年以上10年以下の有期懲役に処する。情状が特に重い場合、10年以下の有期懲役又は無期懲役に処すものとし、財産没収を併科することができる」と定めており、同じく厳罰が科されます。

なお、ここにいう「不正の利益」については、結論として、「公平、公正の原則に反し、経済、組織人事管理等の活動において、

競争上の優位性をはかる場合は、『不正な利益をはかる』と認定しなければならない」とされています^{注3}。

さらに、中国の場合、特徴的なこととして、「贈賄行為の金額に応じた刑罰基準」^{注4}が公表されています。単純にいうと、「刑事責任追及基準＝贈賄金額1万元以上」、「情状が重い場合＝贈賄金額20万元以上、100万元未満」^{注5}、「情状が特に重い場合＝贈賄金額100万元以上」^{注6}です。

(2) 商業賄賂罪

以上は、日本の刑法198条が定める「贈賄罪」^{注7}に対応する、中国の「贈賄罪」であるところ、中国の場合、特徴的な犯罪として、「商業賄賂罪」^{注8,9}があります。

すなわち、中国の刑法164条は、「不正な利益を取得するため、会社、企業又はその他の単位の職員に財物を与え、その金額が比較的大きい者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。金額が巨額である場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」と定めており、単純にいうと、「民間企業間で、取引先の担当職員に対してリベートを提供する行為」等が犯罪となり得ます。

この犯罪については、「個人の贈賄金額が1万元以上である場合、又は単位の贈賄金額が20万元以上である場合は、これを立件し、訴追しなければならない」^{注10}とされています。

また、中国の場合、「不正競争防止法」^{注11}が、「事業者は、財産又はその他の手段で賄賂行為を行うことにより商品や販売又は購入してはならない。帳簿に記載することなく密かに相手側単位又は個人にリベートを送ることは、贈賄行為として処分する。相手側単位又は個人から、帳簿に記載することなく密かにリベートを受取ることは、収賄行為として処分する」(同法8条1項)と定めており、また、これらの行為が「犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は監督検査部門が情状に基づき1万元以上20万元以下の過料に処することができる。違法所得があるときは、これを没収する」(同法22条)と定めています。すなわち、「刑法上の犯罪として処罰されない場合であっても、商業賄賂行為について、行政処罰を受けること」があり得ます。典型例としては、「会社に不満を持って退職した従業員が、当局に対して告発すること」によって、このような行為が発覚することが考えられ、日系企業においても、十分に注意する必要があります。

なお、ここにいう「リベート」とは、「事業者が商品や販売する場合に、帳簿に記載することなく、密かに現金、現物により、又はその他の方式により相手側単位又は個人に一定の比率により商品代金を返還すること」^{注12}であり、また、「帳簿に記載

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー弁護士
加藤文人

することなく密かに」とは、「法に基づいて作成し、経営活動又は事務管理経費収支を記載する財務帳簿上に財務会計制度の規定どおりに明確かつ事実どおりに記載を行わないことを指し、これには財務帳簿に記載しないこと、その他の財務帳簿に繰入れること、又は偽帳簿を作成すること等を含む」^{注13}とされています。

そして、このような「商業賄賂」については、「賄賂と、交友関係に基づく贈与との区別」のための判断基準が必要であるところ、最高人民法院の司法解釈は、「①財物の受け渡しが発生した背景。例えば、双方に親族・親友関係が存在するか否か、過去の交流の状況及びその程度、②受け渡しがなされた財物の価値、③財物の受け渡しの原因、時期及び方式、財物提供者から受領者に対し、職務上の請託があったか否か、④受領者が職務上の便宜を利用して、提供者のために利益をはかったか否か」の要素を考慮し、総合判断することが必要と定めています^{注14}。

(3) その他の中国の贈収賄罪の特徴

その他、日本法とは異なる中国の贈収賄罪の特徴としては、「贈賄者が、訴追前（*筆者注：検察機関が贈賄者の贈賄行為を刑事事件として立件する前）に、自ら贈賄行為を自白した場合は、処罰を減輕し、又は処罰を免除することができること」（刑法390条2項、164条4項等）^{注15}、「国家公務員から賄賂を強要されて財物を供与し、不正な利益を取得しなかった場合の不如罰」（同法389条2項）、「国の職員が自己の巨額の財産、収入の出所を証明できない場合、有罪とされること」（同法395条1項）等があります。

3 日本企業が注意すべき事項

(1) 米国法、英国法、日本法

最近、報道されている事例として、「日本企業の従業員等が、某発展途上国の公務員に対して行った贈賄行為について、米国の「海外腐敗行為防止法」^{注16}に基づき、当該企業に対して、巨額の賠償金が科せられた」等があります。

米国のFCPA、英国のUKBAのいずれも、いわゆる属地管轄権を超えて、米、英以外の第三国で発生した「外国公務員への贈賄罪」等を広く捕捉し、処罰することが特徴です^{注17}。また、日本法でも、「不正競争防止法」18条1項が「外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止」^{注18}を定めており、実際に日本企業の取締役が処罰を受けた事例があります。

(2) 内部基準

米国のFCPA、英国のUKBAのいずれも、「現地法が許容する場合」、「不正な意図のない、合理的で誠実な支払いである場合」を企業側の抗弁として認めていると解されます^{注19}。

そうすると、原則として、当然ながら「贈賄行為をしてはならない」ものであるところ、例えば、「例外的な場合」として、「A：当地の法令が、これを許容する場合」あるいは「B：当地の習慣や常識等を逸脱せず、①対象者への謝意等を示すため、

又は商品説明等のための合理的な支出で、②公の場で提供するものであり、③対象者等から有利な扱いを受ける等の『不正な意図』がない負担であること」等を社内で基準化し、かつ、「ア. このような利益提供、経費負担等は、社内の承認を受けた上で行うこと」、「イ. これらについて、帳簿等に正確に記録・記載すべきであること」、「ウ. 社内の承認を得たこと等について、対外的に説明できるように、関連文書の管理・保存を実施すること」等が考えられます^{注20}。

このような内部基準は、中国法、米国法、英国法、日本法等のいずれについても問題となる事項であり、その他のアジア諸国等における規制も含めて、日本企業において広く対応を検討しておくべき事項といえます。

注1：全人代常務委員会 2011年2月25日第8次改正公布、同年5月1日施行

注2：これらは、「国家公務員職権濫用罪」（397条）、「国家秘密洩漏罪」（398条）、「司法職員の法歪曲裁判罪」（399条）等の「公務員の担当職務に背いた者」を処罰する犯罪である。

注3：「贈賄刑事事件の処理における具体的法律適用の若干問題に関する解釈」（最高人民法院・最高人民検察院 2012年12月26日公布、2013年1月1日施行）12条2項

注4：注3の司法解釈の1～4条

注5：ただし、「贈賄金額が10万元以上20万元未満」であっても、「3人以上に対して贈賄したとき」や、「違法所得を贈賄に用いたとき」等は、「情状が重い」に該当する。

注6：ただし、「贈賄金額が50万元以上100万元未満」であっても、同じく、「3人以上に対して贈賄したとき」や、「違法所得を贈賄に用いたとき」等は、「情状が特に重い」に該当する。

注7：日本刑法198条：「第197条から第197条の4まで（*筆者注：「収賄罪」等）に規定する賄賂を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」

注8：商業賄賂については、趙雪巍律師の「習近平体制発足後の中国における商業賄賂対策」（本誌2014年2月号）も参照されたい。

注9：例えば、英国の「2010年贈収賄禁止法」（2011年施行）（「The Bribery Act 2010」）（略称：「UKBA」）は、「贈賄罪」の客体を「another person」としており、「公務員」に限定していないことから、いわゆる「商業賄賂」を犯罪として、処罰する趣旨と解される。なお、日本法では、会社法967条が「取締役等の贈収賄罪」、刑法247条が「背任罪」を定めているが、本文で述べる「商業賄賂」そのものを犯罪とはしていない。

注10：「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（二）」（最高人民検察院、公安部 2010年5月7日公布、同日施行）11条

注11：全人代常務委員会 1993年9月2日公布、同年12月1日施行

注12：「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」（国家工商行政管理总局 1996年11月15日公布、同日施行）5条2項

注13：注11の5条3項

注14：「商業賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」（最高人民法院、最高人民検察院 2008年11月20日公布、同日施行）10条

注15：これに対し、日本刑法42条1項が定める「自首」は、「罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。」であり、「自首」が成立する範囲は相当に狭い。

注16：米国の「Foreign Corrupt Practices Act」（略称：「FCPA」）及び「A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act (2012.11）」（略称：FCPA リソースガイド）

注17：FCPA、UKBA及び日本企業の内部統制等に関する詳細な公表資料として、麗澤大学大学院経済研究科教授・高巖「外国公務員贈賄防止に係る内部統制ガイドダンス」（R-BEC013）を参照した。

注18：「何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあせをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込若しくは約束をしてはならない。」なお、ガイドラインとして、経済産業省が「外国公務員贈賄の防止について」等を公表している。

注19：注16の23頁

注20：注16の58頁等